

議第26号

三島市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例案

三島市自転車等駐車場条例（平成6年三島市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三島市三島駅北口自転車等駐車場の項中「午前6時から午後12時まで」を「午前4時30分から午後12時まで」に改め、同表三島市広小路自転車等駐車場の項中「午前6時から午後9時まで」を「午前0時から午後12時まで」に改める。

別表第2 備考を次のように改める。

備考 「1回」とは、三島市三島駅南口自転車等駐車場にあっては24時間以内における1回の利用をいい、三島市三島駅北口自転車等駐車場及び三島市広小路自転車等駐車場にあっては当該日の別表第1に定める当該自転車等駐車場の入出場時間における1回の利用をいう。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第1 三島市広小路自転車等駐車場の項及び別表第2 備考の改正規定は、公布の日から施行する。

令和5年2月14日提出

三島市長 豊岡 武士